

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成27年8月5日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 4件

国 民 年 金 関 係 1件

厚生年金保険関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 4件

国 民 年 金 関 係 3件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1500461 号

厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（国）第 1500017 号

第1 結論

昭和 61 年 7 月から昭和 62 年 6 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 25 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 61 年 7 月から昭和 62 年 6 月まで

私は、請求期間当時、A 社及び B 社に勤務していたが、厚生年金保険には加入していなかったので国民年金保険料を継続して納付していた。

請求期間の保険料が未納となっていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によれば、請求者の国民年金手帳記号番号は、昭和 53 年 10 月に払い出されており、同年 4 月から請求期間直前の昭和 61 年 6 月までの国民年金保険料は全て納付済みである上、請求期間は 12 か月と短期間である。

また、請求者は、昭和 58 年頃から A 社に、その後は、B 社に勤務し、国民年金保険料を納付していたと陳述しているところ、雇用保険の被保険者記録によれば、請求者は、A 社では昭和 61 年 4 月 1 日（同社が雇用保険の新規適用事業所となった日）から昭和 62 年 3 月 31 日まで、B 社では同年 4 月 1 日から平成 4 年 9 月 30 日まで雇用保険に加入しており、当該雇用保険加入期間中で請求期間直前の昭和 61 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料は納付済みであることから、その後の請求期間の国民年金保険料についても納付されていたものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

厚生局受付番号：関東信越(東京) (受) 第 1500149 号
厚生局事案番号：関東信越(東京) (厚) 第 1500051 号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額に係る記録を平成15年12月22日は10万円、平成16年7月20日は6万8,000円、平成16年12月21日は11万1,000円、平成17年12月16日は13万1,000円に訂正することが必要である。

請求期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：女
基礎年金番号：
生年月日：昭和57年生
住所：

2 請求内容の要旨

請求期間：① 平成15年12月22日
② 平成16年7月20日
③ 平成16年12月21日
④ 平成17年12月16日

A社から支給された賞与のうち、請求期間に係る賞与について、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第75条本文該当）になっている。

賞与から厚生年金保険料が控除されていたはずなので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者の請求期間に係る賞与資料から、請求者は事業主により賞与の支払を受け、標準賞与額に基づく厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

一方、請求期間に係る標準賞与額については、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記賞与資料において確認できる厚生年金保険料控除額又は賞与額から、平成15年12月22日は10万円、平成16年7月20日は6万8,000円、平成16年12月21日は11万1,000円、平成17年12月16日は13万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1500173 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1500052 号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額に係る記録を平成 20 年 7 月 11 日は 13 万円、平成 20 年 12 月 12 日は 18 万円、平成 21 年 7 月 10 日は 18 万 5,000 円、平成 21 年 12 月 11 日は 19 万 6,000 円に訂正することが必要である。

当該期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る当該期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和 61 年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成 19 年 12 月
② 平成 20 年 7 月
③ 平成 20 年 12 月
④ 平成 21 年 7 月
⑤ 平成 21 年 12 月

A社における厚生年金保険被保険者期間のうち、平成 19 年 12 月から平成 21 年 12 月までの標準賞与額の記録がない。賞与明細書は保管していないが、請求期間において賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたはずなので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間②から⑤までについては、金融機関から提出された請求者に係る取引明細表及び複数の同僚が保有する賞与明細書により、平成 20 年 7 月 11 日、平成 20 年 12 月 12 日、平成 21 年 7 月 10 日及び平成 21 年 12 月 11 日に A 社から請求者に対する賞与の支払が確認でき、上記複数の同僚が保有する賞与明細書及び同社の社会保険関係事務の責任者の陳述により、請求者は、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、前述の賞与明細書によると、請求期間⑤については、当時の適正な厚生年金保険料率（157.04/1000）ではなく、改定前の厚生年金保険料率（153.50/1000）に基づく個人負担分の保険料が控除されていることから、請求者についても同様に、請求期間⑤において改定前の厚生年金保険料率による保険料が事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低

い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間②から⑤までに係る標準賞与額については、上記取引明細書等を基に算出した保険料控除額及び賞与額から、平成20年7月11日は13万円、平成20年12月12日は18万円、平成21年7月10日は18万5,000円、平成21年12月11日は19万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間②から⑤まで請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対して提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

次に、請求期間①については、A社から提出のあった平成19年12月14日支給の賞与明細一覧表及び上記取引明細書により、請求者に対し賞与（10万円）が支給されているものの、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、請求者の請求期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1500100 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1500053 号

第1 結論

請求期間のうち、請求者のA社における平成23年4月16日から平成24年7月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成23年4月から平成24年6月までの標準報酬月額については、22万円から30万円とする。

平成23年4月から平成24年6月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成23年4月から平成24年6月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和38年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成23年4月16日から平成24年9月1日まで

ねんきん定期便により、請求期間の標準報酬月額が当時の給与支給額に見合った額と相違していることが分かったので、正しい記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間のうち、平成23年4月16日から平成24年7月1日までの期間については、A社が委託するB労務行政事務所から提出された請求者に係る平成23年分及び平成24年分の賃金台帳並びに請求者から提出された平成23年分及び平成24年分の所得税確定申告書並びに平成24年分給与所得の源泉徴収票により、請求者が、当該期間においてオンライン記録により確認できる標準報酬月額（22万円）を超える報酬月額の支払を受け、報酬月額に基づく標準報酬月額（30万円）に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、請求者の当該期間に係る標準報酬月額については、上記賃金台帳により確認できる報酬月額に基づき、30万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成23年4月から平成24年6月までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届等を年金事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料について納付したか否かについては不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の報酬月額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、

これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなるが、請求期間のうち、平成 24 年 7 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額については、上記賃金台帳により、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額（22 万円）と同額であることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、訂正は認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1500131 号

厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（国）第 1500016 号

第1 結論

昭和 49 年＊月から昭和 56 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 29 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 49 年＊月から昭和 56 年 3 月まで

私は、A 公園で行われていた国民年金のキャンペーンで 20 歳から国民年金に加入しておいた方が良いということを知ったので、国民年金の加入手続を行い、20 歳まで遡って国民年金保険料を現金で一括納付し、その後は銀行の自動振替で納付していた。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の国民年金手帳記号番号（以下「記号番号」という。）は、当該記号番号直近の記号番号の任意加入被保険者に係る資格取得日から昭和 57 年 1 月頃に払い出されたと推認でき、同年同月時点では、請求期間のうち、昭和 49 年＊月から昭和 54 年 9 月までの国民年金保険料は時効により納付することができない。

また、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索では上記記号番号とは別の記号番号を確認することができない。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1500471 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（国）第 1500018 号

第 1 結論

昭和 52 年 3 月から昭和 55 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 29 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 52 年 3 月から昭和 55 年 3 月まで

私は、昭和 52 年 3 月に会社を退職してすぐに国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は郵送された納付書により主に郵便局で毎月納付していた。

請求期間の保険料が未納と記録されているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、昭和 52 年 3 月に会社を退職してすぐに国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、請求者の国民年金手帳記号番号（以下「記号番号」という。）は、昭和 55 年 11 月に払い出されており、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索でも上記記号番号とは別の記号番号を確認することができない上、請求者は、上記記号番号が記載されている年金手帳とは別の年金手帳を所持したことはない旨陳述していることから、請求者は、上記記号番号が払い出された昭和 55 年 11 月頃まで国民年金の加入手続を行っていなかったものと考えられる。

また、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1500412 号

厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（国）第 1500019 号

第 1 結論

昭和 47 年 * 月から昭和 49 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 27 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 47 年 * 月から昭和 49 年 3 月まで

私の学生時代の国民年金については、母か生前の父が、加入手続を行い、保険料を納付してくれていた。請求期間の保険料が未納となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者の国民年金手帳記号番号（以下「記号番号」という。）は、請求者の国民年金被保険者の資格取得に係るオンライン記録の処理日から平成 3 年 4 月頃に払い出されたと推認でき、同年同月時点では請求期間の国民年金保険料は時効により納付することができない上、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索でも上記記号番号とは別の記号番号を確認することができない。

また、請求者によれば、母親は、請求期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付の状況について覚えていないとしていることから、請求期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付の状況を確認することができない。

そのほか、請求者の父親及び母親が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1500235 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1500054 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和 26 年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成 3 年 7 月 8 日から平成 5 年 4 月 1 日まで

厚生年金保険の記録では、A社における厚生年金保険の資格取得日は、平成 5 年 4 月 1 日となっているが、同社には、平成 3 年 7 月 8 日に正社員として入社し、保険料も控除されていたので、平成 3 年 7 月 8 日を資格取得日として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された月間予定表、A社から請求者に宛てたメモ、請求者の名前が記載された同社から取引先への納品書及び複数の同僚の陳述により、期間は特定できないものの、請求者が請求期間に、同社で営業担当として勤務していたことが認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は、平成 19 年 7 月 28 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、請求期間当時の事業主は既に死亡している上、後任の事業主は所在が不明であることから、請求者の請求期間における厚生年金保険料控除について確認できない。

また、オンライン記録から、請求期間当時に厚生年金保険の加入記録が確認できる同僚 5 人に照会したところ、回答のあった複数の同僚は、「請求者の請求期間における厚生年金保険の加入については分からない。」と回答している。

さらに、オンライン記録から、上記 5 人のうち、A社において請求期間に厚生年金保険の被保険者資格を取得している 3 人及び平成 7 年までに取得した同僚 6 人の計 9 人に照会したところ、自身が記憶する入社日が取得日より前であると回答した二人は、いずれも、給与明細書を保有していないものの、入社してから厚生年金保険に加入するまでの期間について、保険料控除はなかった旨回答している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。